

## 竹原市デマンド交通実証運行事業の実施について（案）

路線バスの休止に伴う地区の代替え移動手段として、また、交通不便地区への交通サービスの提供として、次の「デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画（案）」のとおり事業を実施する。

### 竹原市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画（案）

#### 1 目的

令和2年3月に策定した竹原市公共交通網形成計画の今後の取組の中で、「外出スタイルニーズに呼応した運行方法の見直し・調整」及び「公共交通空白地・不便地区への交通サービスの提供」に関わる取組の一つとして実施するものである。

このデマンド型乗合タクシーを市内タクシー事業者に委託し、実施することで、竹原の強みを活かし「元気」と「笑顔」を生み出す公共交通サービスの実現を目指す。実証運行期間中の状況を調査・検証し、本格運行の可能性について検討していく。

#### 2 対象地区・ルート

2地区を対象とし、検証する。

両地区から市中心部方面とし、病院・スーパー・市役所等に所定の停留所を設け、乗降する。

○吉名地区⇔市中心部

路線バスが市民のニーズに合致していないため、計画上見直しの対象となっている。

○仁賀地区⇔市中心部

地区内に駅がなく、路線バスも限られており、大半が公共交通不便地区となっている。

※路線図は資料1のとおり

#### 3 実証運行期間

令和3年5月24日から令和4年3月31日まで

ルートが重複する仁賀地区乗合タクシーについては休止とする（資料2）。

福祉バスのルートについては、見直しを行い実証運行する（議案2）。

#### 4 運行事業者

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている者、若しくは道路運送法第21条第2項に定める国土交通大臣の許可を取得する見込みがある者で、かつ、乗務員の確保が確実であること。なお、担当地区は意向によるもの。

吉名地区：有限会社 吉名交通

仁賀地区：株式会社 安全タクシー

#### 5 使用車両

タクシー事業者が所有する車両を使用（ワゴン車に対応）

## 6 運行の手法

○事前登録を行った利用者が事前に予約し、運行する事前予約制乗合タクシーで、自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場までの往復（途中乗り降りにはできない）とする。

※登録できる方は、原則吉名地区、仁賀地区に在住の方（地区外の方でも登録は可能）

○運行日、便数：週3回、1日3往復

吉名地区：月・火・土曜日

仁賀地区：月・水・金曜日

○予約がない場合は運休

## 7 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額
片道普通旅客運賃 (一人当たり)	吉名地区：大人運賃 300円，小児運賃 300円
	仁賀地区：大人運賃 500円，小児運賃 500円

### (1) 運賃の適用方法

①大人運賃を適用する保護者が同伴する未就学児については無賃とする。

②大人運賃及び小児運賃に対する割引の種類及び適用方法は次の通りとする。

ア 身体障害者・知的障害者に対する割引

(ア)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。

(イ)割引額は1割とする。

イ 利用回数に対する割引

(ア)本人の利用回数が10回に達した者が、その証明（乗降時に配布するチケット）を呈示したときに適用する。

(イ)割引額は吉名地区 300円，仁賀地区 500円

（1回の乗車が無料）とする。

(ウ)この割引は、利用回数10回につき、1回のみ適用する（割引適用時にチケット10枚を回収する）。

## 8 運行時刻又は運行時間帯

資料1のとおり

## 9 予約受付時間等

(1) デマンド型乗合タクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。

(2) 予約は、各便の前日18時までに受け付けるものとする。ただし、予約受付時間は原則として9時から18時までとする。

**【参考】議決の根拠法令**

**道路運送法第5条及び第9条第4項**

- ・ 道路運送法に基づく協議及び議決  
（議決が必要な項目）デマンド型乗合タクシー実証運行について：営業区域，系統及び運送区間，運行時間帯，運賃等（資料3）  
仁賀地区乗合タクシー：不定期路線の廃止について：路線に係る運行系統及び停留所
- ・ 地域公共交通会議の合意後，運行事業者に対し，協議が調っていることの証明書を交付し，運輸局へ各種申請を行う（資料4）。
- 道路運送法第21条許可  
一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は，次に掲げる場合に限り，乗合旅客の運送をすることができる。
  - 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
  - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。